2011.11.15: 平成23年 区民環境委員会

○区民文化部長

おはようございます。

11月の閉会中の委員会、本日とあした、2日間よろしくお願いいたします。

本日ですが、産業経済部関係の陳情が2件、そして資源環境部関係の陳情が2件でございます。よろしくご 審査のほどお願いいたします。

○委員長

次に、署名委員をご指名いたします。

高橋正憲委員、はぎわら洋一委員、以上お二人にお願いします。

○委員長

それでは、議題に入ります。

初めに、産業経済部関係の陳情審査を行います。

陳情第5号 地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見 書を政府等に提出することを求める陳情を議題といたします。

その後の状況に特段の変化があれば、理事者より説明願います。

○くらしと観光課長

それでは、陳情第5号 地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情につきまして、その後の経過につきましてご報告申し上げます。

先月、10月27日に開催されました内閣府の第72回消費者委員会におきまして、地方消費者行政の充実・強化に向けた取り組みの検討状況についてという資料が、8月の消費者委員会に引き続きまして再度配付されているところでございます。この中で、今回の陳情に関する部分で、8月時点より変更になったところがございますので、抜粋してご報告申し上げます。

まず、財源措置についてなんですけれども、新たに食の安全・安心のための地域消費者活動支援交付金を創設するとしております。これは、地域における食の安全・安心に関する取り組みとか、多様な主体による消費

者問題への取り組みを支援するための交付金とのことでございます。交付方法や事務手続などの詳細について は、今回は示されてございません。

続きまして、消費生活相談員の処遇改善の取り組みにつきましては、相談員に求められる知識、能力、その評価のあり方の検討期間が、8月の当初は平成23年秋から冬ということでしたけれども、今回の資料では、平成23年秋からというように冬までの部分がなくなっておりまして、期限に幅を持たせた表記に変更されてございます。また、この検討を踏まえました消費者安全法の一部改正案を、24年春に国会提出するとされておりましたけれども、25年春へ修正されてございます。なお、消費生活相談員の資格の法的位置づけの明確化等に関する検討会というものを新たに立ち上げまして、資格制度のあり方とその運営のあり方について検討して、24年の春を目途として検討結果を取りまとめるとしております。

陳情に関する変更点は以上となりますけれども、今回の消費者委員会では、前回に引き続きまして各検討案件の工程表が示されてございます。このたびの陳情に関係のある部分は、8月23日の委員会でお配りした工程表の2番と3番、5番になると思われますので、ごらんいただければと思います。

説明は以上となります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○はぎわら洋一

公明党といたしましては、継続を主張いたします。

それは、今、説明あったように、政治が不安定というわけじゃないんですけれども、処遇改善ということもあったり、いろいろしていますけれども、レベルは非常にいいところに来ているなというのは、僕自身の認識はそういうことを思っていまして、今後の動向をさらにまた吟味していきたいということで継続です。

○委員長

以上で意見を終了いたします。

陳情第5号 地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情につきましては、なお審査を継続すべきとの発言と表決を行うべきとの意見がありますので、最初に継続審査についてお諮りいたします。

陳情第5号を継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

可否同数(4-4)

○委員長

可否同数と認めます。

したがいまして、委員会条例第14条第1項の規定により、委員長裁決を行います。

陳情第5号は継続審査と決定いたします。

○委員長

次に、陳情第24号 板橋区の経済を支え、雇用を維持し、地域の文化や安全を支えてきた中小業者の経営維持を求める陳情を議題といたします。

その後の状況に特段の変化があれば、理事者より説明願います。

○産業振興課長

陳情第24号につきましては、前回ご審議いただいた以降、特段の変化はございません。 以上でございます。

○はぎわら洋一

公明党も、1・2とも不採択を主張します。

先ほど課長の説明あったとおり、かなり踏み込んでやっていると思います。僕も品質大賞とか、そういうところにも参加させてもらって、Coco壱番屋の宗次さんの、と言っていいのかどうかわからないんですけれども、儲けるためには掃除が大事なんだというような意見とか、それからあと、今、NHKの糸子さんのカーネーション、こういうのを陳情者の方はもっと勉強したら物すごい勉強になる。パワーがつくし、頑固おやじの、酒飲みのおやじも突破していくというか、洋服屋さんの社長も大事にしながら、そして経営をそこの中で頑張っていくというような、そういうものが物すごいエネルギッシュに描かれています。そういうのを教えていったほうがいいのかなというふうに、これは参考の意見なんですけれども、不採択の意見として述べておきます。両方とも不採択でございます。

○委員長

以上で意見を終了いたします。

本件については項目ごとに意見が分かれておりますので、項目別に表決を行います。

陳情第24号 板橋区の経済を支え、雇用を維持し、地域の文化や安全を支えてきた中小業者の経営維持を求める陳情、第1項につきましては、なお審査を継続すべきとの発言と表決を行うべきとの意見がありますので、 最初に継続審査についてお諮りいたします。

陳情第24号第1項を継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

賛成少数(2-6)

○委員長

賛成少数と認めます。

よって、継続審査とすることは否決されました。

この際、継続審査を主張された方で特にご意見があれば伺います。

○委員長

次に、お諮りいたします。

陳情第24号第1項を採択することに賛成の方は挙手願います。

賛成少数(3-5)

○委員長

賛成少数と認めます。

よって、陳情第24号第1項は不採択とすべきものと決定いたしました。

○委員長

次に、陳情第24号第2項につきましては、なお審査を継続すべきとの発言と表決を行うべきとの意見がありますので、最初に継続審査についてお諮りいたします。

陳情第24号第2項を継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

賛成少数(2-6)

○委員長

お諮りいたします。

陳情第24号第2項を採択することに賛成の方は挙手願います。

賛成少数(2-6)

○委員長

賛成少数と認めます。

よって、陳情第24号第2項は不採択とすべきものと決定いたしました。

○委員長

次に、資源環境部関係の陳情審査を行います。

陳情第25号 世界で有数な地震大国日本での原発を廃止し、持続可能な平和な社会をめざすエネルギー政策 に転換を求める陳情を議題といたします。

その後の状況に特段の変化があれば、理事者より説明願います。

○環境保全課長事務取扱資源環境部参事

前回の継続の審査以降、特段の変化はございません。ただ、本日付けの新聞で、10月の発受電電力量という ことが報道されてございましたので、お知らせをさせていただきたいと思います。

10月の発受電電力量につきましては、前年同月比5.6%減の712億8,000万キロワット・パー・アワーとなったというふうに報道されてございまして、また10月の原子力発電所の設備稼働率については18.5%となりまして、過去最低を3か月連続で更新したというふうに報道されてございます。

また、原発につきましては、現在、54基国内にございますが、うち43基が停止中ということで、これから 再稼働せずに残りも定期検査に入っていくということであれば、来年の4月には稼働している原発がなくなる というような状況にあるというふうに報道されてございます。

以上でございます。

○委員長

本件に対する理事者への質疑並びに委員間の討論のある方は挙手願います。

(発言する人なし)

○はぎわら洋一

公明党といたしましては、継続を主張いたします。

現段階で廃止していただきということじゃなくて、先ほど説明ありましたように、東京電力に依存しています。今、情報公開とか、そういうこともなされています。そして先ほど、54基原発があって、そのうち43基がとまっていると。公明党は推進してきたわけですけれども、前回も言いましたように、過渡的エネルギー的にだんだん転換していくという意味では、いろいろな自然、太陽光や風力、地熱、バイオマス、そういう形で転換していくんですけれども、そういう中にあってCO2が一番少ない原子力というのも、平和利用という部分では魅力もあるということで進めてきました。そういうものも大切にしながら、ぴたっとそこでとめるのではなくて、うまく利用できるようにして、当然輸出もするようでもありますし、いろいろ経済面、空洞化も起きないようにしなきゃいけないし、雇用も確保しなければいけないと思います。そういう部分では先ほどのお話と通じますけれども、中小・零細企業というのはどんどん力をつけていかなきゃいけないという部分がありますし、そういう部分も大きく包含する意味でも、今後ともこの辺を検討していかなければいけないのかなというふうに思います。継続を主張いたします。

○委員長

以上で意見を終了いたします。

陳情第25号 世界で有数な地震大国日本での原発を廃止し、持続可能な平和な社会をめざすエネルギー政策 に転換を求める陳情につきましては、なお審査を継続すべきとの発言と表決を行うべきとの意見がありますの で、最初に継続審査についてお諮りいたします。

陳情第25号を継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

可否同数(4-4)

○委員長

可否同数と認めます。

したがいまして、委員会条例第14条第1項の規定により、委員長裁決を行います。

陳情第25号は継続審査と決定いたします。

○委員長

次に、陳情第26号 板橋の防災・災害対策に関する陳情(放射線測定の件)を議題といたします。 その後の状況に特段の変化があれば、理事者より説明願います。

○環境保全課長事務取扱資源環境部参事

それでは、陳情第26号について、状況の変化についてご説明をいたします。

まず、第1点目でございますが、区民環境委員会でのご審議も踏まえまして、区民の不安解消に向けた対応 といたしまして、町会・自治会、PTAなどの公共的な団体から区のほうに要望がございましたら、区の職員 が出向いて、区立の学校、区立公園など、公共的な場所の測定を行うということで進めてございます。町会・ 自治会、PTAなどに既にご説明をさせていただきまして、取り組みを開始してございます。既に2自治会か らお話がございまして、2か所測定をしてございます。また、もう1か所要望がございまして、今月下旬に行 う予定でございます。

また、加えまして、これについては明日また詳しくご報告をする予定でございますが、10月21日に文部科学省のほうから、いわゆるホットスポット、周辺よりも高い放射線量の測定をされた場所への対応というようなことが示されてございます。これを受けまして、区の対応方針につきましても、昨日の災害対策本部で決定をいたしましたので、対応させていただきたいと考えております。

こういうホットスポットへの対応というのが国で示されたこと、また区の対応方針も決めたということもご ざいまして、実際に測定を希望される区民の方がふえるのではないかというふうに思っております。また、こ れも後日の都市建設委員会のほうでご報告になるかと思うんですが、土木部所管の区内の残土置き場から比較 的高い放射線量が測定をされたというようなことがございまして、区民の不安への対応が求められているので はないかというふうに考えてございまして、区といたしましては、放射線機器を購入して貸し出しするという 方向で、今、準備を行ってございます。

ただ、貸し出しを行うということにつきましては、機器の選定ですとか、操作方法、あるいはどこを測定していただくとか、そういうルールづくりとか、いろいろ詰めなければならない問題もございます。また、機器もすぐに入手できるというわけではございませんので、一定の期間が必要になるかと思っておりまして、12月の中旬には貸し出しをしていきたいというふうに思っておりまして、貸し出しをする際には広報とか区のホームページで公表していきたいと思っております。

それ以外の今後の対応につきましては、区の測定結果や国や東京都の動向を踏まえて対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長

本件に対する理事者への質疑並びに委員間の討論のある方は挙手願います。

○はぎわら洋一

今の話を聞いていても、5台買って、全部この趣旨に沿っちゃったというか、もう可能になってしまったような気がいたしますということで、採択を主張します。

ただし、僕、この2か月間、3か月間、こういう陳情も出てきまして、公明党といたしましても勉強しました。中川恵一ドクターという、放射線では多分日本一でしょう、東京大学医学部の放射線科準教授、あと緩和ケアの診療部長、よくNHKなんかにも来て発言していますよね。その方の話とか、また、うちの原田ドクターも呼んで、200人ぐらいの中で講演もしてもらって、質疑応答等をして、かなり放射線のことについて、全然知らなかったところから、ベクレルとか、シーベルトとか、勉強させてもらって、人間に対してどのくらい影響があるのかという勉強をしました。そうしたら、事故から現在まで首都圏で観測された放射線の量は微量で、ふだんどおりの生活を送って全く問題ありませんと。放射線のレベルが通常の10倍、あるいは100倍などと聞くと、大変高い量のように感じられると思いますが、実際には健康に影響はないレベルですという結論というか、受けたんですよね。

だから、子どもたちがマスクをして部屋の中に閉じこもっているほうがかわいそうだよという話も伺いました。そういう意味から、放射線に余りびくびくしないで、被曝の影響はどうなんだとか、発がんリスクの上昇はどうなんだとか、直ちに健康に影響があるレベルなのかどうなのかという、そういうことを区民のほうから勉強していく、そういうことが大事なのかなというふうに思いました。そういうことを加味して、採択ということでございます。

○委員長

以上で意見を終了いたします。

陳情第26号 板橋の防災・災害対策に関する陳情(放射線測定の件)を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長

異議ないものと認めます。

よって、陳情第26号は採択すべきものと決定いたしました。

○委員長

以上をもちまして、区民環境委員会を閉会いたします。 ありがとうございました。